

令和2年8月19日

市内高齢者施設 施設長 様
市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長

高齢者施設等における面会制限の状況について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また各高齢者施設におかれましては長期にわたりご家族様との面会制限にご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

6月12日付通知にてもお知らせしたとおり、面会制限の緩和につきましては、国・千葉県の動向・地域の感染状況や感染拡大リスク等を評価しながら検討をしているところでありますが、現在全国的に感染者数が増加しております。そのため、感染リスクの高い高齢者施設におかれましては、面会制限の継続が必要であることをご理解いただき、引き続き面会制限についてご協力をお願い致します。

なお、さきに市が行った緊急実態調査の結果、面会の制限について「一定の条件下で実施している」との回答が約7割を占めておりました。面会を一切行わないことによる利用者・家族への影響等もあることから、感染防止を図りながら面会を制限する具体的な方法について別紙を参考にご検討下さいますよう、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・別紙 各施設における面会の状況について
 - ・面会制限下におけるLINEを使ったビデオ通話について
- (令和2年4月17日通知)

(お問い合わせ) 施設支援班 245-5256
kaighokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp